

FAX:03-3208-6255

2019年 5/14・5/21・6/4・6/11 開催

弁護士・江口正夫氏の民法改正徹底解説セミナー <全4講座>  
受講申込書

ご記入月日	年 月 日		
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒	TEL	※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。
		FAX	
ふりがな			
参加者名	E-mail		
業 種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他( )		認定区分に○印
			AFP・CFP® 番号

東京定額制クラブ会員    左記以外の会員    一般    TAP実務セミナー利用券使用

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAXいたします。
- お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承下さい。

下記の講座を申込みます。(価格は全て資料代、税込表記です。)		利用券番号	単独申込	コース申込	全講座一括申込
コ ー ス 相 続 法	第1講座 5月14日(火) 「相続法改正その1」	No.	<input type="checkbox"/> ¥25,000	単独申込みより ¥10,000お得! <input type="checkbox"/> ¥40,000	単独申込みより ¥20,000お得!
	第2講座 5月21日(火) 「相続法改正その2」	No.	<input type="checkbox"/> ¥25,000		
コ ー ス 債 権 法	第3講座 6月4日(火) 「債権法改正その1」	No.	<input type="checkbox"/> ¥25,000	単独申込みより ¥10,000お得! <input type="checkbox"/> ¥40,000	<input type="checkbox"/> ¥80,000
	第4講座 6月11日(火) 「債権法改正その2」	No.	<input type="checkbox"/> ¥25,000		

<TAP高田馬場>

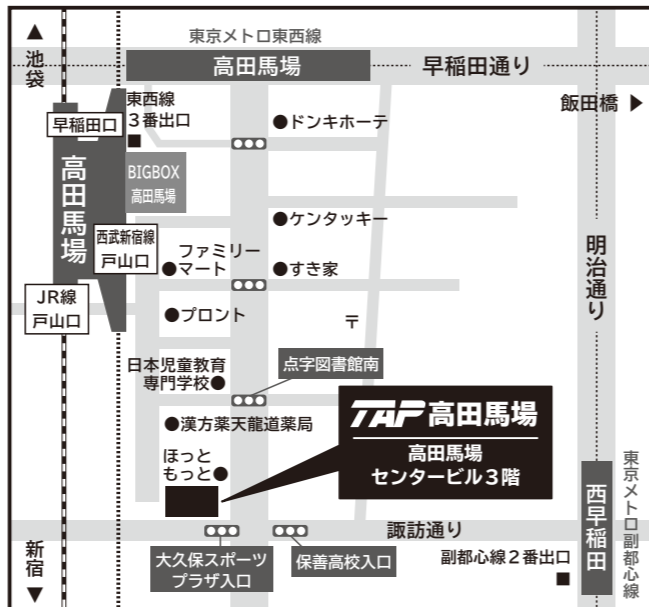
[所在地]  
東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階  
[交通アクセス]  
JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分  
西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分  
東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会  
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階  
TEL.0120-02-8822/FAX.03-3208-6255

<https://tap-seminar.jp>   seminar@t-ap.jp



相続・資産税

法務

# 弁護士・江口正夫氏の 民法改正徹底解説セミナー <全4講座>



コ  
ー  
ス  
相  
続  
法

第1講座 2019年 5/14 (火) 「相続法改正その1」  
第2講座 2019年 5/21 (火) 「相続法改正その2」

コ  
ー  
ス  
債  
権  
法

第3講座 2019年 6/4 (火) 「債権法改正その1」  
第4講座 2019年 6/11 (火) 「債権法改正その2」

時間 全日 14:00~17:00 (受付開始30分前)

会場 TAP高田馬場 定員 各講座60名

会員割引 ※1 無 料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用  
※2 20%off: TAP実務家クラブ会員

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。 → TAP実務セミナー 🔍

## 講師紹介



海谷・江口・池田法律事務所 弁護士

えぐち

まさお

# 江口 正夫 氏

1952年生まれ、広島県出身。東京大学法学部卒業。弁護士（東京弁護士会所属）。最高裁判所司法研修所弁護教官室所付、日本弁護士連合会代議員、東京弁護士会常議員、民事訴訟法改正問題特別委員会副委員長、(旧)建設省委託貸家業務合理化方策検討委員会委員、(旧)建設省委託賃貸住宅リフォーム促進方策検討委員会作業部会委員、NHK文化センター専任講師、不動産流通促進協議会講師、東京商工会議所講師等を歴任、(公財)日本賃貸住宅管理協会理事。

### 【主な著書】

「企業責任の法律実務」「大改正借地借家法Q & A」「決定版・定期借地権」「民事弁護と裁判実務・動産取引」など多数

## ごあんない

「100年ぶりの民法(債権法)改正」、そして「40年ぶりの相続法の改正」が目前に迫ってきました。遺言の方式など一部はすでに施行されていますが、債権法・相続法ともに今後の民法改正がビジネスに及ぼす影響は大きなものがあります。

債権法改正の背景としては、契約を重視する英米法体系にもとづく取引が国際的な主流になっている点があるとされており、保証・詐害行為取消・時効・法定利率・相殺・債権譲渡・契約解除など、ビジネスの根幹に関わる部分が大きく変わることであります。

相続法の改正では、近年の遺産相続をめぐる問題点などを考慮して、配偶者の居住権・遺産分割・遺言・遺留分・相続の効力・相続人以外の者の貢献など、こちらも広範囲にわたる改正が行われますので、今後の相続コンサルティング業務におよぼす影響は甚大です。

そこで、今回は弁護士の江口正夫氏を迎えて、債権法の改正、相続法の改正について各2回の講座で改正内容とその趣旨、実務に及ぼす影響と注意点などを徹底的に解説していただきます。

## 相続法コース 第1講座 | 5月14日(火) 「相続法改正その1」

- 1 配偶者の居住権を保護するための方策について
- 2 配偶者に対する特別受益の持戻しの免除の意思の推定
- 3 預貯金等の仮払い制度の創設
- 4 遺言制度に関する見直し
- 5 法務局における遺言書の保管等

## 相続法コース 第2講座 | 5月21日(火) 「相続法改正その2」

- 1 相続の効力等に関する見直し
- 2 遺産分割に関する見直し
- 3 遺留分制度に関する見直し
- 4 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

## 債権法コース 第3講座 | 6月4日(火) 「債権法改正その1」

- 1 消滅時効に関する見直し
- 2 法定利率に関する見直し
- 3 債権譲渡
- 4 約款・定型約款に関する規定(新設)
- 5 意思能力制度の明文化
- 6 意思表示に関する見直し
- 7 債務不履行による損害賠償の帰責事由
- 8 契約解除の要件
- 9 瑕疵担保責任に関する見直し

## 債権法コース 第4講座 | 6月11日(火) 「債権法改正その2」

- 1 債務者の責任財産の保全制度
- 2 連帯債務に関する見直し
- 3 債務引受に関する見直し
- 4 危険負担に関する見直し
- 5 消費貸借に関する見直し
- 6 保証に関する見直し
- 7 賃貸借に関する見直し
- 8 請負・寄託に関する見直し